

テ、被突居ヌ、何ナル者ゾト重子テ問ヘバ、今ハ逃グトモ不逃マジカメリト思テ、引剝候フト、名ヲ
バ袴垂トナム申シ候フト答フレバ、此ノ人然カ云者、世ニ有トハ聞クゾ、差フシ氣ニ希有ノ奴カ
ナ、共ニ詣來ト許云ヒ懸テ、亦同様ニ笛ヲ吹テ行ク、此ノ人ノ氣色ヲ見ルニ、只人ニモ非ヌ者也ケ
リト恐デ怖レテ、鬼神ニ被取ルト云ラム様ニテ、何ニモ不思デ共ニ行ケルニ、此ノ人大キナル家
ノ有ル門ニ入ヌ、沓ヲ履乍ラ延ノ上ニ上ヌレバ、此ハ家主也ケリト思フニ、内ニ入テ即チ返リ出
デ、袴垂ヲ召テ綿厚キ衣一ツヲ給ヒテ、今ヨリモ此様ノ要有ラム時ハ參テ申セ、心モ不知ラム人
ニ取リ懸テハ、汝不被誤ナドゾ云テ内ニ入ニケル、其後此ノ家ヲ思ヘバ、號攝津前司保昌ト云人
ノ家也ケリ、此ノ人モ然也ケリト思フニ、死ヌル心地シテ生タルニモ非デナム出ニケル、其後袴
垂被捕テ語ケルニ、奇異クムクツケク怖シカリシ人ノ有様カナト云ケル也、此ノ保昌朝臣ハ家
ヲ繼タル兵ニモ非ズ、口ト云人ノ子也、而ルニ露家ノ兵ニモ不劣トシテ、心太ク手聞キ強力ニシ
テ、思量ノ有ル事モ微妙ケレバ、公モ此ノ人ヲ兵ノ道ニ被仕ルニ聊心モト无キ事无シ、然レバ世
ニ靡テ此ノ人ヲ恐デ迷フ事无限リ、但シ子孫ノ无キヲ、家ニ非ヌ故ニヤト人云ケルトナム、語リ
傳ヘタルトヤ、

〔古今著聞集偷盜^二〕くらまもうでの者の、夕暮に市原野を過けるに、盜人に行あひて、著たる物はぎ
とられて、剩きずを負て侍と、人のかたるをきゝて、慶算がよみ侍りける。

夕暮に市原野にておふきずはくらまざれとやいふべかるらん

〔尺素往来〕夜討、強盜^{○略}中追落等、此間聊蜂起事、於京都者侍所、於國郡者守護、可致嚴密檢斷歟、
〔燕石雜志^四〕又念秧杜騙を、胡麻の蠅と名づけたるは、その賊なるや不や見わきがたきを、胡麻の
上なる蠅に譬たる也、亦少女を豪奪して、これを略賣するものを、世俗かどはかしと唱て、勾引の
二字を當たり、乃唐山にいふ、拐契の賊也、和訓かどはかしとは、その門を迷して、他處へ誘引の義